但し、年末年始にかけて、メンテナンスにより電子入札システムが停止する予定のため、下記４⑶による申請書及び資料の提出時期が当該停止期間中にかかる者については、紙入札方式によるものとする。（入札説明書参照。）

⑺　本工事は、入札時に「施工方策」及び「汚濁低減・拡散防止対策」に係わる施工計画等の技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式「標準型（Ｉ型）」の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の工事である。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。

⑼　本工事の入札において、低入札調査基準価格を下回る価格でもって応札が行われた場合には、不当廉売の疑いがあるものとして公正取引委員会に報告することがある。

⑽　本工事は、当局が設定する調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳が当局が定めた基準を満たさないもの等に対して特別重点調査を実施する工事である。（入札説明書参照。）

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者であること。

なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中国地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶　中国地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、900点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が900点以上の者であること。）

⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、平成11年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した、次の同種工事の実績を有すること。（ただし、共同企業体構成員としての実績は、当該共同企業体の代表者としての実績に限り、かつ、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

・クラブ式浚渫船による海上での浚渫あるいは床掘工事において、浚渫土量100,000㎥以上を施工した工事。

なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成11年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した、次の同種工事の実績を有すること。（ただし、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

・クラブ式浚渫船による海上での浚渫あるいは床掘工事において、浚渫土量50,000㎥以上を施工した工事。

なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

③　経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が、平成11年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した、次の同種工事の実績を有すること。（ただし、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

・クラブ式浚渫船による海上での浚渫あるいは床掘工事において、浚渫土量100,000㎥以上を施工した工事。

なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、平成11年４月１日以降に、⑷①に掲げる工事の施工経験を有する者であること。（共同企業体構成員としての実績は、当該共同企業体の代表者としての実績に限り、かつ、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

③　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成11年４月１日以降に、⑷②に掲げる工事の施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

④　経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が、平成11年４月１日以降に、⑷③に掲げる工事の施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

⑤　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

なお、②、③及び④において当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中国地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑺　工事全般の施工計画が適正であること。

⑻　本工事に係る施工計画の提出にあたって、参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「ＶＥ提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合には、標準案による施工計画を提出すること。

⑼　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札参加者は、価格及び⑶②に示す評価項目をもって入札を行い、⑵の要件に該当する者のうち、⑶によって得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は、⑷による。）を落札者とする。